

令和3年度 東京都立赤羽北桜高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和3年6月30日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本とし、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

ア 「いじめは絶対に許されない。許さない。」という認識を、学校全体でもつ。

イ いじめの被害を受けている生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守る。

ウ 生徒がいじめについて知っていて、見て見ぬふりをせず、その声を上げられる学校づくりに取り組む。

エ 教員個人による対応ではなく、学校全体による組織的な取り組みを行う。

オ 学校、家庭、地域、関係機関などと連携し、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう組織的に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」「東京都いじめ防止対策基本方針」に基づき、関連機関との連携のもとに、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生したと思われるときには適正かつ迅速に対処することは、本校および本校教職員の責務である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめに対する未然防止と早期発見、早期対応を組織的に推進するとともに、重大事態への対処等を行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

○いじめ防止基本方針の対策及び年間計画の作成と実施

○いじめの未然防止といじめへの対応方針への支援

○いじめに関する校内研修の計画、実施

○学校サポートチームとの連携

ウ 会議

委員会は、定例の会議を開催する。

エ 構成委員

校長、副校長、生活指導部主任、保健主任、各学年主任、生活指導部担当、
進路相談部担当、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめが複雑化・多様化する中で、学校だけでは対応できない生徒の問題行動に際し、
学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめに関する情報交換、情報共有
- いじめ問題の解決に向けた学校への指導及び助言
- 地域における本校生徒の見守り

ウ 会議

学校サポートチームの会議は、学校いじめ対策委員会の求めに応じ開催し、具体的
事例発生時には、解決まで必要に応じ開催する。

エ 構成委員

校長、学校運営連絡協議会の委員

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取組

ア 授業や特別活動など、本校における教育活動をとおり、仲間づくり、他者を認め支え
合う関係を深めるとともに、すべての生徒が達成感を得られるような集団作りを推進
する。

イ すべての生徒が、自己有用感や自己肯定感をもつことで、他者を安易に傷つけること
なく、他者を尊重する態度を身に付ける教育を推進する。

ウ 人間と社会や総合的な探究の時間、公民、情報等の授業をとおり、道徳感や倫理観を
身に付けた人物の育成を図る。

エ 日頃から生徒の様子を注視し、気になる変化や、遊びやふざけなどであっても気にな
るものは、担任に報告し学年及び生活指導部で情報の共有を図る。

オ 定期的にアンケートを実施する。また、回収にあたっては、二つ折にし担任が一人ひ
とりのアンケートを回収するなど、回答しやすい雰囲気づくりを行う。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任による定期的な面談

イ スクールカウンセラーによる面談

ウ 登校時、下校時の観察

エ 定期的な校内巡回、下校指導

オ 関係機関による学校非公式サイトの監視及び情報共有

カ 情報の授業による情報モラル教育の実施

(3) 早期対応のための取組

ア いじめもしくはいじめの兆候と教員または学年が判断した場合や、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に聞き取りを行うとともに、「学校いじめ対策委員会」や生活指導部、学年等と連携し組織的に対応を行う。

イ 事実関係を行った中で、いじめであると判断された場合、関係機関の協力を得ながら被害生徒のケアを優先し、加害生徒の指導など、いじめ問題の解消まで「学校いじめ対策委員会」が責任をもち行う。

ウ いじめを目撃した生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるようにし、ホームルーム活動や学年集会、全体集会などを活用し、いじめは絶対に許される行為ではないことと、いじめを根絶させる態度を浸透させるよう指導を行う。

エ インターネットを活用したいじめ問題については、インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として問題のサイト等を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「学校いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒（加害生徒）からの聞き取り調査（事実確認）を行うとともに、被害生徒のケア等、必要な措置を講じる。

オ 「学校いじめ対策委員会」で判断が難しい問題については、「学校サポートチーム」を招集し、助言等を得ながら協議を進める。

(4) 重大事態への対処

ア いじめが「重大事態」と判断した場合、速やかに事実経過を東京都教育委員会に報告し、指示に従い必要な措置及び対応を行う。

イ 教職員とスクールカウンセラーの情報共有を徹底し、被害生徒及び加害生徒のケアを最優先に行うとともに、保護者に対しても、スクールカウンセラーなどを活用し、ケアを行う。また、必要に応じ、外部の支援を要請し真摯に対応する。

ウ 被害生徒の安全の確保を図るため、加害生徒を教室以外の場所で学習させる。

エ 加害生徒への指導を行っても改善が図られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられると判断した場合には、校長による懲戒を実施する。

5 教職員研修計画

(1) 企画調整会議、職員会議等において生徒情報の共有化を図る。

(2) 生徒情報交換会を実施し、生徒情報の共有化を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会等において、情報提供等を行う。

(2) スクールカウンセラーによる保護者相談を実施できる環境を作る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会外部委員を活用し、教職員と情報交換を行う。

(2) 警察や児童相談所等との定期的な連携を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートに、いじめ防止への取り組みに関する質問項目を設け、分析等を学校いじめ対策委員会で行う。

(2) (1)の結果から、基本方針の改善等の検討を実施し、次年度の年間計画に反映させる。